

「もう一つの大学評価宣言」に寄せて

『大学評価学会設立総会参加記』

新村 洋史

「大学評価」批判

今年、三月二十八日、キャンパスプラザ京都で、大学評価学会の設立総会が開かれた。私もまたこのような学会がつくられることを待ち望んでいた。

大学評価問題の登場は、一九九一年の改正大学設置基準等の実施を端初とし、二〇〇二年十一月、学校教育法の一部改正により二〇〇四年四月から文部科学省が認証する評価機関による大学評価が法的に義務づけられた。本学会設立の直接的契機は、この認証評価機関による第三者評価に對抗する目的を持って準備されてきた。これに共感を覚え

敬意を表する。

百四十三人の発起人によって準備された設立総会は、四人の提言と討論、「もう一つの『大学評価』宣言」の提案と採択の二部構成ですすめられた。四人の提言者の内、最初に記念講演をされた益川敏英氏（素粒子論の世界的研究者、京大名誉教授、現京産大教授）は、ガロアの二十歳のときの研究が百五十年後の今日、情報通信、暗号分野で不可欠の数学理論となっているという例をあげて、基礎科学は百年の単位で評価すべきこと、科学教育は少なくとも十五年の評価タイムスパンで行うことを強調された。

二番目に登壇された海部宣男氏（国立天文台長）は、国大法人を対象とする大学評価のガイドラインを丁寧批判した。特に、政府側の目標や方針に対する数値目標や数値化が目立ち、官僚が点数をつけやすいような配慮だけが先行しているとした。これに対抗して、全世界的なピア・レビュー（Peer review）・研究者仲間による学問的科学的観点からの評価の導入、その制度化、評価能力の養成が不可欠であるとした。

三人目の提言者は、田中昌人氏（京大名誉教授）である。氏は教育学界で著名な障害児・者や発達論研究の第一人者である。益川、海部両氏が学問や科学研究の本質から大学

評価の在り方を提起したのに対し、田中氏は学生の学習権保障を軸に、その制度上、管理運営上の進展・実現を評価の観点や基準とすべきことを提起した。国連の人権に関する社会権規約（一九六六年）は、第一三条^(e)項で高等教育機関の授業料を無料化することを掲げている。このグローバル・スタンダードからみれば、日本のGDPに占める公的高等教育予算は、〇・五%と、世界水準（先進国）の二分の一か三分の一程度ではなはだ酷い人権後進国である。不況、リストラ、所得格差の拡大のなかで、大学進学がかなわず学習権をうばわれる青年が増大している。また、青年期における過度の競争性を排除し、学生の発達保障を実現する大学づくりを強調した。田中氏の提言は、大学・教育政策や行政・経営施策に対する評価（いわゆる「逆評価」システム）、行政のものとして行政側から各大学に向かう評価ではなく、それに対して、国民のものとして国民・市民・学生側から行政側に向かう評価という対抗軸としての評価体制を提起するものである。

四人目の提言者・篠原三郎氏（日福大元教授）は、日本百年の大学史をふりかえり、「大学の自治」「学問の自由」に対する大学人の責任の重大さを強調した。

「もう一つの大学評価」宣言

（別名「大学評価京都宣言」）

本学会は「大学評価」に対してどう構えどう対決しようかというのか、それを「宣言」からみてみたい。要点を摘記すればつぎのとおりである。

① 大学評価は、教育研究のあり方に直結し学問の自由、大学の自治の根幹をなす。

② 政府のすすめる認証評価機関による「第三者評価」は経済的視点が一面的に強調されており、大学評価本来のあり方が軽視されている。

③ 「第三者評価」の法的義務づけを、高等教育機関のあり方を考える契機として真摯にうけとめる。これまで狭い専門の領域に閉じこもりがちであった教育・研究者と事務職員、そして大学が自らの主体性を確立し、学問の自由と大学の自治の現実的・具体的担い手となるために大学評価の議論を行うことは避けて通れない課題である。

④ 高等教育機関は、政府や産業界のためだけに存在するのではなく、すべての市民のために存在する。また、学生たちの学びの成果は学生自身の成果であるだけでなく、社会全体の成果として認識されねばならない。このような視

点から、大学評価の基本に学生の発達保障が位置づけられる必要がある。

以上の方針から次の当面の活動目標が提案された。

①「大学評価」そのものを相対化し、学問的検討の対象とするため大学評価学(論)をうちたてる。

②各大学・短大の持つ多様性を考慮した大学評価。

③教育・研究者と事務職員だけでなく、法人理事・監事、さらに市民の参加を呼びかけて大学評価研究を深める。

④現代社会が直面する課題の解決に資する大学づくり。さらにこれに基づく「研究課題」が、「大学評価学会設立趣意書」に次のように掲げられている。

(1)大学の社会的役割・貢献に関する研究

①大学評価のための大学原論、評価基準の研究

②各国における大学評価と基準の研究

③日本における大学評価と基準の研究

④個別大学の評価および基準の研究

⑤大学の社会的役割・貢献の評価(社会的、国際的、市民的、地域的などの視点、同時に民主主義、平和、人権、ジェンダー、環境問題、貧困問題等二一世紀の社会が直面する課題、また、学生の発達保障を可能にする教育研究のあり方の研究を重視する)

(四)国連人権規約、ユネスコの二一世紀高等教育宣言などに示される国際的基準の研究

(イ)認証評価機関、外部評価機関等の評価の研究

(ロ)具体的な大学評価の基準を提起する

(ホ)これらの研究課題に市民参加を求める

以上の要点(基本方針、活動目標、研究課題)をみただけでも、本学会の設立と目指すところが、大学評価を軸とした総合的な高等教育論・大学論研究であり、理論的かつ実践的具体的な評価の研究であり、かつ、大学づくりの運動にも寄与するという最大規模の大学研究運動団体として力量の結集・集積をめざす学会であることがわかる。それはこの間、十数年にわたる大学教職員運動、大学改革運動のエネルギーが結晶化されたものとみることができ。改革の切実さへの思いが爆発し胸が熱くなるのをおぼえつつ、同時にその課題の大きさとむずかしさに気が遠くなる思いを感じさせる設立総会であった。「改革へのはやる気持ちと、しかし各大学現場の重たい現実」、この双方をすべてわちあつて前進できる学会であつてほしい。また、そうした交流と研究の場が設立されたことの歴史的意味ははかりしれないほど大きなものであると感じた。

大学評価の「本来のあり方」とは何か

「宣言」には前述のように「大学評価本来のあり方」という文言がある。この点こそが「もう一つの大学評価」の概念や本質に照応する用語である。本学会の設立者には自明の事柄であるかも知れないが、それ自体が評価論・教育評価論として今後探求し確認されていくことであろう。私はこの点をつぎのように理解した。

欧米の教育行政の概念として、『Support but not Control』(「支援せよ、しかし管理統制するな」という言葉がある。それは、政策・行政当局の社会的機能は、教育研究内容については支配介入すべきではなく、専ら教育研究の条件整備に限定専念されるべきであるとするものである。

日本の教育基本法第一〇条(教育行政)もまた、この教育の条件整備による学校(大学)の教育研究のサポート(支援)こそが、政策(立法)・行政当局の本来のあり方であると規定する。学校評価・大学評価本来の目的もまたそうでなくてはならない。憲法や教育基本法(教育の憲法)が掲げる国民の教育への権利・権利教育・学習権保障がどのような質・量において達成されたか否か、教育の条件整備(教育予算、教員の雇用・身分保障、施設整備、理事会等

の民主的運営についての点検・評価など)はどのように高められたかこそが、評価の対象とされるものである。

これが「大学評価の本来のあり方」である。本学会が、学生の学習権保障を大学評価の中心にすえ、高等教育機関における授業料の不徴収(無料化)を評価対象項目として不可欠なものに位置づけていることは正当である。

田中昌人氏は、この点を次のようにのべる。青年にとつて、大学を潜在的可能性を発揮できる民主主義の光り輝く場にするために、学費や学生生活費の負担を減らす。大学の中期目標・中期計画の財政にこの視点を入れて「民主的な第三者評価」を行う必要がある。国連の社会権委員会はこの無償教育の漸進的導入を日本政府に求め、その取り組みを二〇〇六年六月末までに報告せよとする。しかし、小泉内閣はこの問題を無視している。この大学教育の無償化をすすめるためには、GDP比の公的高等教育支出が先進国三十カ国中、最低位にある現状を他国並みの水準にするため二・三倍に引きあげる。これによって、大学の経営基盤を支え、公私の格差を縮小し、学生負担を軽減し、不安定雇用・解雇など教職員に対する人権侵害の現状を改善する(『ねつとわーく京都』二〇〇四年五月号)。

このような教育研究に対する条件整備を検証することこ

それが大学評価の根本であり、基本的な使命である。この観点からみれば、政府等による大学評価は、あまりにも政治的であり管理統制の手段として「評価」を利用するという歪んだ「大学評価」であることが明らかである。

青年・学生の発達をみとる大学評価を

大学評価の本来的あり方のもう一つは、就学中における学生の発達そのものを見取ることである。田中氏は、OECDの教育革新センターが唱える青年が成人になっていくうえで必要な全人間的局面的発達へのトランジッション保障の教育を紹介してこの点の重要性を強調する。すなわち、①自立と自律、②生産的諸活動、③社交関係、地域参加、レクリエーションと余暇活動、④家庭での役割についての教育を保障することを通してディーセントワーク (decent work)：人権が保障され、人間らしく生き働くことで人格価値を発達させる人間的労働)を保障するという観点から大学教育を創造し評価することが今日の重要な課題であるとす。

今日の学校・大学教育では、青年・学生は自分や自分たちの人間的発達を大切にする方法を学べず、排他的な競争の組織のなかで点数で自己と人間のすべてが「評価」され、

その結果大学生になっても自我の形成確立が困難にされている。まさに、学生を作られた排他的競争に売り渡すことから守る責任が民主社会にあるのである。

二〇〇三年三月二十日に発表された中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画のあり方について」は、国家の教育権論の見地から、大学を国家に従属させる人材をつくる場とした。「(学生の)人生観と世界観を保障する大学教育の実現を図る」として、人生観や世界観まで枠にはめ、その達成度を「評価」するとした。

こうした「評価」体制の現状のなかにおいて、多様な評価のあり方を構築することが戦略的な重要性をもつことになる。そして、評価は価値観や目的意識と不可分離であるから何のための評価か、誰のための評価かという大学(教育)像の創造という課題をぬきには論じられない。この困難ではあるが重大な課題にむかつて、本学会が地道な歩みと不動の研究成果を蓄積していくであろうことを願ってやまない。会員として微力を尽くしたい。

しんむら・ひろし

中京女子大学・健康科学部